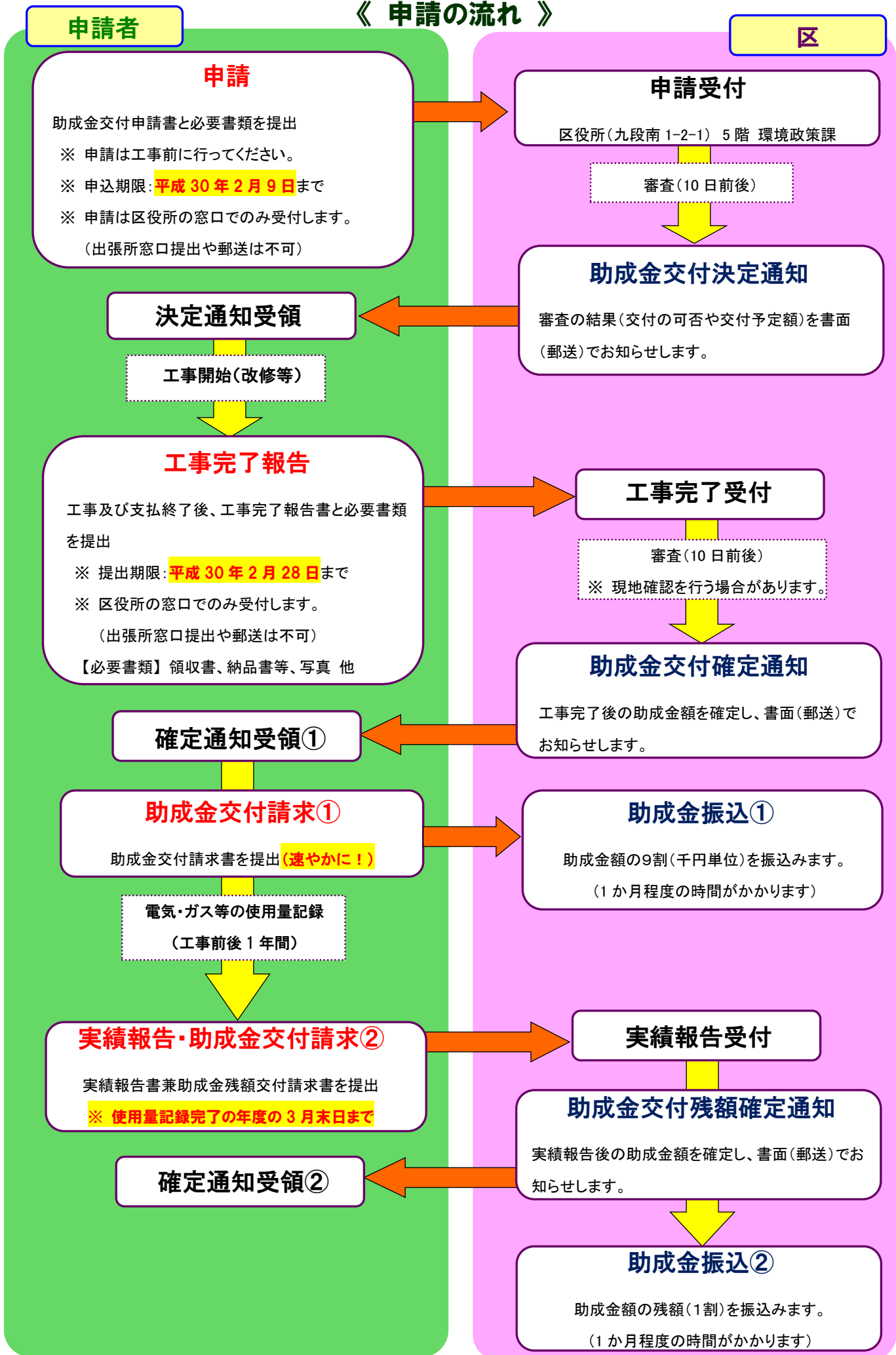


《 申請の流れ 》



平成29年度
千代田区省エネルギー改修等助成制度のご案内

千代田区では、一般家庭やマンション共用部、事業所ビル等における省エネルギー改修等を進める方へ費用の一部を助成します。

助成メニュー

助成対象	助成項目	助成内容(税抜)
一般家庭 (マンション専有部含む)	エネルギー管理システム(HEMS)	対象経費の20% (上限合計50万円) 
	太陽光発電システム	
	蓄電システム	
	燃料電池システム(エネファーム)	
	高効率ガス給湯器(潜熱回収型)	
	LED照明改修工事(電気工事を伴うもの)	
窓断熱対策(二重窓・複層ガラス)		
マンション共用部	LED照明	対象経費の20% (~100戸 上限100万円 101~200戸 上限200万円 201戸~ 上限300万円) 
	空調	
事業所ビル	東京都地球温暖化防止活動推進センター(クールネット東京)による省エネルギー診断結果に基づく設備改修	対象経費の20% (上限合計100万円)

※ 助成金額は千円未満を切り捨てます。

工事前の申請が必要です!
まずはお問い合わせください!



お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境政策課 エネルギー対策係
〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1
千代田区役所5階
☎ 03-5211-4256
✉ kankyouseisaku@city.chiyoda.lg.jp

助成対象者

〔 助成対象ごとの申請者要件 〕

一般家庭 (マンション専有部含む)	① 区内の既存建物の所有者(区分所有を含む) ② 所有者の承諾を得ている者
マンション共用部	区内の既存マンションの管理者又は管理組合等
事業所ビル (中小企業者)	① 区内の既存建物の所有者 ② 所有者の承諾を得ている者

※ 官公庁等については助成対象外です。

〔 共通の申請要件 〕

① 過去に同一の建築物における本助成制度の助成を受けていないこと
② 住民税や固定資産税等を滞納していないこと
③ 未使用の機器等に改修すること
④ 既存の対象機器等の改修で、エネルギー使用量が増えないこと
⑤ 建物の改修や取付工事等をまだ実施していない
⑥ 一括支払いである(工事完了報告までに全額が支払われる場合は割賦も可)

提出書類

① 助成金交付申請書(区様式)
② 改修工事等に係る見積書及びその内訳書の写し
③ 改修・更新する機器等の形状、規格等が分かるパンフレット等
④ 改修に係る内容等が分かる図面 ※LEDへの改修申請の場合は、改修場所・個数・型番等が特定できる図面
⑤ 改修前の様子がわかる現況写真(カラー)
⑥ 前年度の固定資産税等の納税証明書の写し ※ 個人の場合は住民税、事業所等(業務用)の場合は事業税等でも可
⑦ 当該建物の所有者の承諾書(申請者が所有者でない場合)
⑧ LEDへの改修申請の場合はLED照明電力等削減見込量計算表(区HP参照)

〔 対象建物ごとの提出書類 〕

マンション	① 省エネ改修等に係る議決書の写し又はこれに代わるもの
共用部	② マンション共用部設備改修概要書(区HP参照)
事業所ビル	省エネルギー診断の結果に関する報告書の写し(診断後3年以内)

※この他にも必要に応じて上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。

※提出する書類には全て同じ印(シヤチハタ等インク浸透印は不可)を使用し、消せるボールペン(フリクションペン等)を使用しないでください。

注意事項

- ① 改修計画(更新機器等)が助成対象か事前にご相談ください。
- ② 申請後、内容に変更が生じた場合は変更申請が必要です。
- ③ 受付は先着順とし、予算がなくなり次第助成を終了します。
- ④ 千代田区暴力団排除条例に基づき、暴力団や暴力団員等は助成金交付の対象外です。

機器等要件

〔 一般家庭(マンション専有部含む) 〕

助成対象機器等	機器等要件	対象経費 ※1
エネルギー管理システム(HEMS)	一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの	機器本体(情報収集装置、測定装置、専用モニター)及び工事費
太陽光発電システム	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証(JETPVm認証)を受けたもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの	機器本体、付属機器(モジュール、パワーコンディショナー、接続箱等)及び工事費
蓄電システム	一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの	機器本体及び工事費
燃料電池システム(エネファーム)	① 定格運転時に0.5から1.5kWの発電出力がある ② 定格運転時に低位発熱量基準(LHV基準)の総合効率が80%以上 ③ 貯湯タンクを有し燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられる	機器本体及び改修工事費
高効率ガス給湯器(潜熱回収型)	① 従来型からの交換 ② 二次熱交換機で排気中の水蒸気を水にして排気中の潜熱を回収し熱効率を向上させたもの(概ね熱効率95%)	
LED照明改修工事 ※2 (電気工事を伴うもの)	① 電気用品安全法によるPSE認証を取得していること。 ② 直管型LED照明は、照明器具全体(ランプを含む)の取り換えを行うものであって、照明器具の一部を改修・改造したものでないこと。	資材費及び改修工事費
窓断熱対策 ※3 (二重窓・複層ガラス)	単板ガラス窓からの改修	

※1 改修工事費には改修前の機器等に対する経費(廃棄費等)、改修機器等の搬入費、諸経費等は含まれません。

※2 非常灯及び誘導灯のLED照明器具は、常時点灯型とします。

※3 窓の施工等で共用部に係る場合はマンション管理組合等の承諾が必要です。

〔 マンション共用部 〕

助成対象機器等	機器等要件	対象経費 ※1
LED照明 ※2	一般家庭向けの要件に準ずる	機器本体及び改修工事費
空調	東京都の「中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」に指定されているもの	

〔 事業所ビル 〕

省エネルギー診断報告書に記載の多い機器を例示しており、これ以外の機器については別途区と協議が必要です。

省エネ診断後の設備改修	助成対象機器等	機器等要件	対象経費 ※1
	窓断熱対策	一般家庭向けの要件に準ずる	資材費及び改修工事費
	太陽光発電システム		
	LED照明 ※2		
	空調	マンション共用部向けの要件に準ずる	機器本体及び改修工事費
	エネルギー管理システム(BEMS)	消費電力監視システム(デマンド監視装置)や消費電力量などの「見える化」「監視」「制御」等を行うことができるもの	
	人感センサー照明システム	省エネルギー化を目的として自動制御できる機器	
	高効率型変圧器	トップランナー機器であること	
エレベーター ※4	新たにインバーター制御方式に改修するもの		

※4 エレベーター改修のみの申請はできません。他の省エネ改修等と組み合わせて申請してください。また、エレベーター改修の助成額は50万円を上限とします。